

# 資格証明書の運用について

○平成21年5月20日・・・各広域連合における資格証明書の運用に係る留意点等を通知

○平成21年10月26日・・・現内閣においては、「原則として資格証明書を交付しない」とする基本方針等を通知

## 1 平成21年5月20日の通知の内容

- (1) 災害、病気、事業の休廃止、失業等があったことにより、保険料を納付することができないと認められる場合には、資格証明書を交付しない。
- (2) 現に診療等を受けている又は受ける予定のある方については、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となると認められるときは、資格証明書を交付しない。
- (3) (1)及び(2)に加え、滞納の初期の段階から、
  - ・電話や訪問による相談を重ねる
  - ・有効期限の短い被保険者証(短期証)を繰り返し交付する
  - ・被保険者と共に、分割納付・徴収猶予等を含めた現実的な納付計画を作成する等のきめ細かな収納対策を講じることにより、均等割の軽減対象等の所得の少ない方については、原則として、資格証明書の交付に至らないようにする。

## 2 平成21年10月26日の通知の内容

上記の1に沿って、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書を交付することとする。

また、資格証明書の交付を検討している事案が生じた場合には、厚生労働省に報告いただき、当該事案について個々に確認し、不適切と考えられる事案があれば交付しないよう要請するとともに、資格証明書が交付された場合には、その事案の概要について、厚生労働省において公表する。

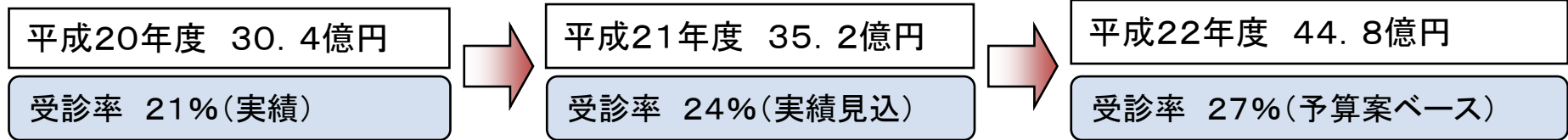
※ 現時点における交付件数及び報告件数はゼロ。

# 健康診査の充実

この他に市町村への  
地方財政措置あり  
44.8億円

## 1. 財政支援について

平成22年度については、受診率の向上を見込み、9.6億円(前年度比27%)増額。



### 【参考】

平成19年度受診率 26%  
(老人保健制度における基本健康診査受診率)

## 2. 受診率向上計画の策定について

各広域連合において、市区町村等と協議の上、

- ① 平成22年度目標受診率
- ② 目標受診率達成に向けた具体的な取組

を掲げた健康診査受診率向上計画を策定したところであり、各広域連合において、計画に基づく取組を着実に実施。

# 人間ドックの再開

## 1. これまでの対応

平成20年7月より、各広域連合に対する特別調整交付金を活用して、後期高齢者の健康づくりのための「長寿・健康増進事業」の一環として、市町村における人間ドックの実施を含め支援しているところ。

【平成20年度交付額】 長寿・健康増進事業 約10.7億円(うち人間ドックへの助成 約2.3億円)

【実施市区町村数】 723(19年度末) → 141(20年5月) → 234(20年度末)  
(うち166市区町村が交付金を活用)

## 2. 実施に向けた検討について

各広域連合において、従来人間ドックを実施していた市区町村等に、事業の周知と今年度の追加実施又は次年度実施に向けた検討を要請するよう依頼したところであり、現時点における全国の人間ドック等助成実施市区町村は373市区町村(うち276市区町村が交付金を活用)(平成21年度)。

平成22年度についても、引き続き、市区町村に対し、実施に向けた検討を要請。

平成21年度第2次補正予算の概要 (現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続)

(高齢者医療課)

事 項	平成21年度第2次 補正予算額	摘 要
<p>(項) 医療保険給付諸費</p> <p>(目) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金</p> <p>(目) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金</p>	<p>千円</p> <p>81,777,035</p> <p>79,758,009</p> <p>2,019,026</p>	<p>○ 平成22年度保険料軽減のための経費</p> <p>《広域連合向け》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得の低い方の保険料軽減の継続 <span style="float: right;">523.5億円</span> (均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)</li> <li>・ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続 <span style="float: right;">274.1億円</span> (均等割9割軽減のうち4割相当分)</li> </ul> <p>○ 平成20年度保険料軽減のための追加交付経費</p> <p>《広域連合向け》</p> <p>均等割軽減(均等割8.5割、所得割5割軽減)に係る追加交付額 <span style="float: right;">19.7億円</span></p> <p>○ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続に係るシステム改修経費</p> <p>《国保中央会向け》 <span style="float: right;">0.5億円</span></p>

平成22年度予算(案) 後期高齢者医療制度関係経費の概要

(保険局 高齢者医療課)

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額	対 前 年 度 比 較 増 ▲ 減 額	
合 計	千円 3,664,013,271	千円 3,774,683,847	千円 110,670,576	
(目) 医療給付適正化業務庁費	0	13,256	13,256	・ 高齢者医療制度改革会議の開催等に要する経費
(目) 臨時老人薬剤費特別給付金	137	137	0	
(目) 臨時老人薬剤費特別給付金支給事務委託費	6	0	▲ 6	
(目) 後期高齢者医療給付費等負担金	2,737,227,953	2,810,266,116	73,038,163	
後期高齢者医療給付費負担金	2,702,539,072	2,771,327,820	68,788,748	
高額医療費等負担金	34,688,881	38,938,296	4,249,415	・ 高額医療費負担分 276.6億円 (平成21年度 244.2億円) ・ 財政安定化基金負担分 108.1億円 ( " 96.2億円) ・ 不均一保険料助成分 4.7億円 ( " 6.5億円)
(目) 後期高齢者医療財政調整交付金	900,846,358	923,775,940	22,929,582	
(目) 後期高齢者医療制度事業費補助金	5,220,791	5,961,701	740,910	【後期高齢者医療広域連合向け】 ・ 健康診査に要する経費 44.8億円 (平成21年度 35.2億円) ・ 保険者機能強化に要する経費 4.8億円 ( " 7.0億円) ・ 特別高額医療費共同事業に要する経費 10.0億円 ( " 10.0億円)
(目) 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	1,737,116	1,718,028	▲ 19,088	【国民健康保険団体連合会・国民健康保険中央会向け】 ・ 広域連合電算処理システム等に要する経費
(目) 高齢者医療運営円滑化等補助金	18,980,910	32,948,669	13,967,759	【健康保険組合等向け】 ・ 健保組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減等を図るための経費

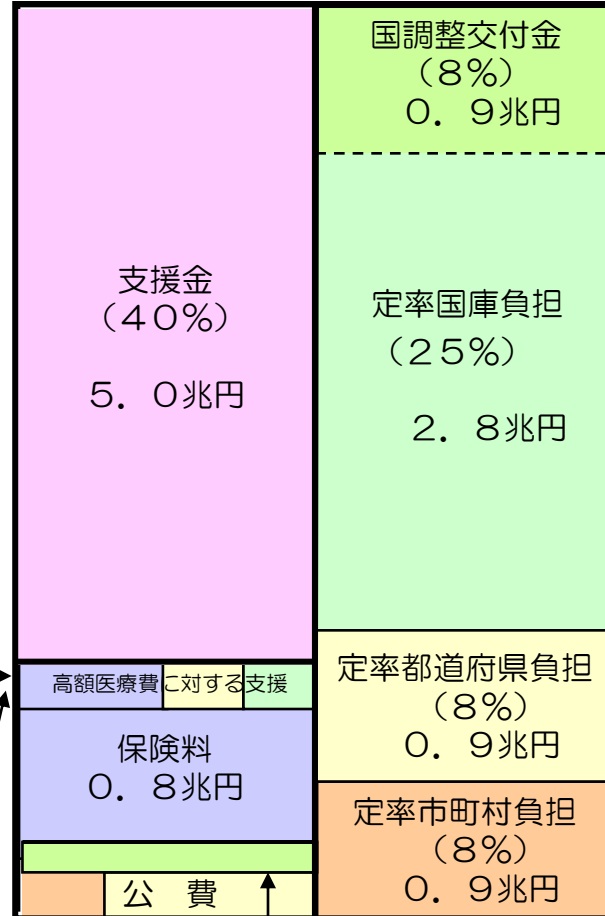
# 後期高齢者医療制度の財政の概要(22年度)

医療給付費等総額：11.7兆円

22年度予算案ベース

## 都道府県単位の広域連合

← 50% → ← 50% →



### 財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、国・都道府県・広域連合（保険料）が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

事業規模 0.2兆円程度

### 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、国及び都道府県が1/4ずつ負担する。

事業規模 0.1兆円

### 特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 1.4億円

### 調整交付金 (国)

○普通調整交付金 (全体の9/10)  
広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金 (全体の1/10)  
災害その他特別の事情を考慮して交付する。

### 保険基盤安定制度 制度施行後の保険料軽減対策

○保険基盤安定制度  
・低所得者等の保険料軽減  
(均等割7割・5割・2割軽減  
及び被扶養者の5割軽減)  
<市町村1/4・都道府県3/4>

○制度施行後の保険料軽減対策 (国)  
・低所得者の更なる保険料軽減  
(均等割9割、8.5割  
及び所得割5割軽減)  
・被扶養者の9割軽減  
<4割軽減分；国>

事業規模 0.3兆円程度

- ① 現役並み所得者については、公費負担(50%)がなされないため、実際の割合は50%と異なる。
- ② 市町村国保及び協会けんぽの後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%(制度改正後は加入者割部分に限る)の公費負担がある。
- ③ 保険料については、各広域連合・都道府県において、剰余金や財政安定化基金を活用して保険料の増加を抑制することが検討されているため、今後、額が変動することが考えられる。